7．船員労働安全衛生月間の実施

基本計画及び実施計画に則り、全国一斉に９月１日から30日までを船員労働安全衛生月間として、集中的に船員の安全衛生意識の高揚、災害防止対策の推進等を図る。なお、実施時期については、船舶の寄港状況、船員の就労状況等地域・業種の実情を踏まえて必要な場合には、これ以外の適当な時期を定めて集中的な活動を実施する。

8．船員災害防止協会の事業の充実及び効率化

船員災害防止協会は、船員の安全の確保及び船内衛生の向上の意義及び必要性を改めて認識し、常に会員ニーズを把握することに努め、積極的に事業を実施する。

特に、会員の増加に向けた活動に積極的に取り組むとともに、組織体制の見直しや事業内容の再検討を図り、効率的な協会運営に努める。また、会員への的確な情報の提供や指導助言等を通じて、会員の安全衛生の取組に関する啓蒙・支援等を行い、会員サービスの質的向上を図る。

具体的には、ホームページ及び機関誌の充実、訪船指導の積極的な推進、船員災害の発生状況・ヒヤリ・ハット事例等の情報及び資料の収集、整理及び提供並びに船員の制約に配慮し、ニーズや船員災害の発生状況に応じた教材及びマニュアル等の整備、講習会の実施等を推進する。

また、会員は、協会本部及び支部とのより密接な関係を構築し、協会活動の事業の活性化を促すことにより、会員自身の船員災害防止活動への取組を強化するよう努める。

Ⅳ　その他船員災害の防止に関し重要な事項

1．船員労働災害防止優良事業者認定制度の推進等

船舶所有者等関係者による船員の労働災害防止に必要な自主的な取組の促進を図るため、平成18年７月、個々の船舶所有者の自主的努力を評価し認定する船員労働災害防止優良事業者（一般型）認定制度を創設し、その運用を開始した。

船員労働災害防止優良事業者（先進型）の制度創設に関する検討を含め、引き続き、本制度の適正な運用と制度活用の促進を図るとともに、このような取組の一環として、船舶所有者の取組事例集を作成する。

2．船員災害防止対策推進連絡協議会等の活用

船員災害防止対策推進連絡協議会等の船員災害防止に関する活動の取組の場を活用して、関係機関、団体間での情報交換、連携強化等を行う。

3．ＩＬＯ海上労働条約等への対応

船員の労働条件等に関するグローバルスタンダードを定めるものとして、平成18年２月に採択された海上労働条約については、条約の批准及び国内法化に向けた作業を引き続き進めることとし、船員法の改正法案を本年の通常国会に提出するとともに、条約発効に向けた諸準備を着実に進める。

また、平成21年２月に発効した職業上の安全及び健康を促進するための枠組みに関する条約を踏まえつつ、船員災害防止基本計画及び本実施計画を着実に実施するほか、平成19年６月に採択された漁業労働条約への対応についても、水産庁等と連携しつつ検討を進める。

あとがき

船員災害の一層の削減を図っていくためには、船舶所有者、船員自らの自主的な活動を基盤としつつ、国、船員災害防止協会、関係業界団体等の関係者がそれぞれの立場から、互いに連携し、効果的な船員災害防止対策を推進していく必要がある。

他方、船員災害防止対策の効果的な推進を図るためには、船員災害の具体的態様や船種毎の発生状況等の各地域における災害実情も踏まえ、対策の重点化等を図ることが望まれる。

このため、各地域において、本計画を踏まえ、船員災害防止実施計画を策定するとともに、平成24年度においても、地方運輸局等や船員災害防止協会地方支部、関係業界地方組織、これらの者からなる連絡会議等の各関係者がそれぞれ実施する取組内容を記載した年間アクションプランを作成し、具体的な取組を着実に実施していくものとする。

また、国においては、各主体・各地域における対策の取組状況や効果の把握を行いつつ、各種船員災害の発生状況や原因に関する分析を引き続き実施することにより、効果的な船員災害防止対策のあり方について継続的に検討を進めるものとする。

狀　　態

最低工賃の改正決定に関する公示

山梨労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、山梨県婦人服製造業最低工賃（平成21年山梨労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成24年３月22日　　山梨労働局長　山口　　晃

山梨県婦人服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　山梨県の区域内で婦人服製造業に係る業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品　目	工　　程	規　　格	金　　額
ワンピース 上衣 コート スカート スラックス ブラウス	そで口あきみせまつり		１着（両そで）につき　11円
	千鳥掛け	千鳥の間隔が６ミリメートル以上のもの	５センチメートルにつき　８円
	星入れ		10センチメートルにつき　12円
	ボタン付け	根巻きなし２つ穴のボタンを付けるもの	１個につき　６円
	かぎホック付け		１組につき　13円
	スナップ付け		１組につき　13円
	糸ループ付け	糸ループの長さが３センチメートルのもの	１か所につき　７円
		糸ループの長さが５センチメートルのもの	１か所につき　８円
	×印しつけ止め		１か所につき　６円
	肩パット付け		１着（両肩）につき　30円
婦人用M丸首無地セーター	オーバーロックミシンによる縫製	長そで 肩・そで及びわき	１着につき　77円
	リンキングミシンによる取付け	衿（ハイネックに限る）　12ゲージ	１着につき　70円
	手かがり	衿（ハイネックに限る）	１着につき　34円

備考１　金額欄中に表示されている単位と異なる長さで委託する場合の工賃額については、１センチメートル当たりに換算した額とし、長さ１センチメートル未満及び金額円未満については、これを四捨五入するものとする。

2　品目欄中のワンピース、上衣、コート、スカート、スラックス及びブラウスについては、手作業によるまとめの業務に限るものとする。

4　効力発生の日　平成24年４月21日

第明治三十八種郵便物認可
発行所　独立行政法人国立印刷局　〒一〇五－八五四四　東京都港区虎ノ門二丁目二番一号　電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）